

おーい中村君②

“恩人”の目論み



中村重遠

「城踏」No.75で、姫路城を救った“恩人”とされる中村重遠の陸軍省内での仕事を紹介しました。本号では、姫路城保存の原点となったとされる中村の提出したという伺書から検討します。

明治政府は、各地の城郭の処遇について、その存廃の仕分けを進めます。そのため、明治5(1872)年に官員が各地に派遣され、城郭の实地調査が行われました。この時、中村はどんな仕事をしていたのか史料的に確認はできていませんが、前号の指摘とおりだとすれば、彼も城郭の实地見分に巡回していた可能性が十分あります。そうして翌年、城郭の存廃が決まり、存城は陸軍省、廃城は大蔵省が管轄することになったのです。

さて、中村が姫路城保存の伺書を出すのは、明治11年12月です。それが「名古屋・姫路両城郭保存之儀太政官江上申相成度ニ付伺」で、そのうち、太政官への上申案が以下の文章です。

太政官江上申案

当省所轄存城之内名古屋・姫路両城之儀ハ全国屈指之城郭ニシテ就中名古屋城ハ規模之宏壯姫路城ハ經營之精巧ナル他ニ比類ナキハ論ヲ竣ス、^(竣)因テ永年之ヲ保存修理シ、我国往昔築城之模範ヲ実見スルコトヲ得セシメントス、抑該城郭建物之義ハ数百年之星霜ヲ経過シ保存修理等ニ巨多ノ金額ヲ費サルヲ得ス、近年本省定額費減少之際百般事業之緩急ヲ取捨シ急中之最急ナル者ヨリ漸次就エスルヲ以テ、該城郭保存修理之如キハ金額支出之都合ニ因テ到底幾年ヲ経ルモ着手之目途無之、竟ニ空ク腐朽傾頽ニ歸セシメヨリ寧ろ解除売却之手段ヲ施スニ至ル、是亦万止ヲ得サルノ事ニ出ルト雖トモ熟考スルニ今之ヲシテ廃棄ニ属スル時ハ我国往昔築城之模範復他ニ就テ求ムカラス、然ルニ今般特旨ヲ以テ彦根城郭保存之義被仰出候ニ付テハ名古屋・姫路両城郭之如キモ前条開申ノ状況御熟察之上特旨ヲ以テ保存被仰出、右保存修理費別額ヲ以テ永年ノ御下付相成候様致度、尤名古屋城之如キハ過般御巡幸之際少将四条隆譚ヨリ岩倉右大臣工開申致置候御聞置相成候事ト存候条、何分御詮議相成度、此段相伺候也

追テ本文両城郭保存被仰出候上ハ保存修理等之事業ハ当省ニ於テ担負可致見込ニ有之、此段申添候也

この史料で確認しておきたいのは、陸軍省が城郭を不要だと決めつけていたわけではないことです。同省も予算が乏しく、どうしても緊要なものから着手するので、城郭の修理にまではお金が回ってこないという現実を記しています。でも、そうしている間にも建物の傷みは確実に進むので、朽ち果てるくらいなら解体・払い下げするほうがよい、というのです。

ところが、岩倉具視が巡幸で名古屋城に立ち寄った際、ちょうど本丸の多門が解体中でした。四条隆譚少将が城の価値と保存の件を岩倉に弁明したところ解体が中断したこと、彦根城では天皇の命(「特旨」)によって保存すべきことになった、名古屋・姫路両城は彦根城を超えるものだから、彦根同様に保存されるよう太政官へ上申

したい、ということです。つまり、名古屋も姫路も陸軍としては保存したいが、それらすべてを修理できるだけの予算がないので、彦根城のように「特旨」をもって太政官から「保存修理費別額ヲ以テ永年ノ御下付」をお願いしたいというのです。

名古屋城についてはすでに明治5年9月25日付で、愛知県権令井関盛良が陸軍へ引き渡す際に、ドイツ公使が本丸御殿を激賞し、城の「旧観ハ何事不及破壊様厚保護」するように各国公使が挙げて言っているの、「旧観消磨不致様」に注意して欲しいと、山県有朋へ申し添えています(『陸軍大日記』諸県雑M5-2 56)。この出来事がきっかけになったのか、その後名古屋城に対しては、保護の手当がされています。

このように、姫路城と列挙された名古屋城は岩倉への説得も奏功し、中村の伺書が出された時点ではすでに保存で決まっており、政府も何かしらの手当をしていたのです。では、姫路城はどうだったのでしょうか。

姫路城天守修繕之義ニ付伺

一 金三百八拾壱円六拾銭

右は姫路城天守ノ修繕入費ナリ、抑モ該城天守其他在来建家ノ如キハ以往有用ノ目途無之候得共、古来有名ノ城郭ニシテ殊ニ城郭ノ基礎タル天守ノ屋根及外部ノ壁牆等所々破壊ニ趣キ該城ノ体裁ニ関スルノミナラス、今之ヲ閣^(開)時ハ僅少ノ損所ト雖トモ雨ニ風ニ日ニ一日ヨリ大破ニ趣クハ論ヲ俟タス、是時ニ当リ巨金ヲ費シ修理ヲ加ヘンヨリハ寧ろ些少ノ金員ヲ費シ今之ニ修理ヲ加フル時ハ該城ノ体裁ヲ能スルヲ以テ、修繕費ノ如キモ当年度經費案中登記シ既ニ進呈仕置候処、就中短的尤難閣部分而已修理ヲ加工保存相成可然見込ヲ以其入費ヲ取調フルニ、即本行ノ金員ヲ要候ニ就テハ右修理御允容相成度、然ル上ハ其失費タル当方面定額常費ノ内ヨリ仕払候様仕度、別紙經費仕法ノ両案相添此段相伺候也

十年十一月廿八日 工兵第四方面提理代理

陸軍少佐 飛鳥井雅古

陸軍中将 西郷従道殿

伺之通 十二月十三日

飛鳥井雅古が修理のための予算支出を申請し、明治10年12月13日付で裁許されています。名古屋城に比べると遅れましたが、中村の伺書のほぼ1年前に、姫路城天守等の建物修理の予算執行を陸軍省が認めているのです。この時点で、姫路城も保存の方針が固まっていたのは明らかです。

ところが実際は、中村が上申案で記したように、修理するには予算が足りず、永久保存どころではなかったのでしょう。その上、今後陸軍は軍事施設の拡充等に予算がますます必要になりますから、城の保存修理に充てられる金額が減ることも目に見えています。そんな折、彦根城では特旨によって、宮内省からの修理費下賜が決まったのです(『太政類典』第三編 明治11~12年 第四十八卷)。中村は、「彦根城之右ニ出ル」姫路城にも彦根や名古屋のように、上からの力で修理費用の「永年ノ御下付」を企図したのだと考えられます。

彦根の一件からひと月程で太政官への上申案ですから、彼の事務能力は誰からも認められていたのでしょう。城郭研究室にもこんな事務職が現れてくれたら…顕彰碑は建ちませんが、研究室年報には名前が載ります。

